

指定公金事務取扱者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に規定する指定公金事務取扱者を次のとおり指定したので、財務規則（昭和39年規則第10号）第45条第2項の規定により公表します。

1. 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

名称	事務所の所在地
楽天ペイメント株式会社	東京都港区港南二丁目16-5 NBF品川タワー

2. 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和8年3月11日

3. 指定公金事務取扱者に納付させる歳入

住民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・公営住宅使用料・町有建物貸付収入・町職員住宅貸付収入・単身勤労者住宅使用料・小学校教員住宅貸付収入・中学校教員住宅貸付収入・公共下水道受益者負担金・簡易水道使用料・営農水道使用料・上水道使用料・公共下水道使用料

4. 指定公金事務取扱者に歳入を納付させる期間

令和8年4月1日から契約期間の満了日まで